

平成 13 年度厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

分担研究：措置通報等に対する都道府県・政令指定都市の対応状況に関する研究

研究協力報告書

都道府県・政令指定都市における措置入院制度の運用システムに関する研究

研究協力者 三宅由子（国立精神・神経センター精神保健研究所）

立森久照（国立精神・神経センター精神保健研究所）

分担研究者 竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究要旨：本研究は措置入院制度が各都道府県・政令指定都市において実際にどのように運用されているかの実態を明らかにすることを目的とする。平成 14 年 1 月に、47 都道府県と 12 政令指定都市の精神保健福祉主管課の担当者に対して、都道府県・政令指定都市における措置入院制度の運用システムに関する質問票を送付し、回答を求めた。回収率は 100%であった。申請・通報・届出の受付と事前調査をどこで行なうかについては、条文によってその組み合わせは様々であった。多くは、保健所と精神保健福祉主管課が対応していた。受付件数の多い 24 条については、時間帯による分担が比較的多く、夜間休日の調査の対応には救急医療体制と関連して様々な工夫がなされている。条文により多少異なるが、事前調査について各都道府県・政令指定都市の対応方法は「原則として面接調査」と「書類に加え申請者等への連絡」に分かれた。措置診察を行なう医師と措置入院受け入れ病院は、多くの都道府県・政令指定都市で担当者がその都度探す、という方式がとられていた。入院予定病院の医師が措置診察に原則としてかかわらないとするものが過半数を占めるものの、原則としてかかわると回答も 18 件あり、また措置診察の場所も入院予定病院あるいは指定医の病院に移送して行なうという回答が 15 件あり、措置入院制度の運用に際しては、診察と入院の独立性を保つことが難しい場合もあると推察される。平成 13 年 10 月～12 月に行なわれた措置診察の実施件数を条文別にみると、24 条が最も多く、ついで 25 条、23 条が多い。診察を行った医師の実数と措置診察実施件数との比をとると、24 条以外では概ね 2（1 件当たりふたりの医師が診察）に近い数値が得られたが、24 条では 1.21 であった。診察を行った医師の実数と措置診察実施件数との比が 2 未満である要因は、少数の指定医が措置診察を一手に引き受けている場合と、措置診察が 2 名同時ではなく、一次診察から二次診察という形式がとられている場合が考えられる。24 条についての 12 年度の診察件数と措置入院数の実績から、2 段階の診察による影響を最大に見積もってもこの比は 1.75 となり、24 条の措置診察においては、それを実施する指定医がある程度偏りをもってると推測される。25 条通報における通報時期や捜査資料等の提供、検察官への通知、および 26 条通報における資料収集や立会いについての対応は、都道府県・政令指定都市によって異なり、統一されているとはいえない結果であった。

A. はじめに

措置入院制度は、昭和 25 年の精神衛生法において制定され、以来法の改正に従って多少の改変を加えられながらも、基本的な考え方に変化はないまま 50 数年維持されてきた。精神障害者であって、医療および保護のため入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときには、都道府県知事はその精神障害者を入院させることができるという制度である。この制度はその時代によって様々な運用をされ、その問題点が指摘されたこともあったが、現在の精神保健福祉法においても、精神障害者にかかわる入院制度のひとつとして、重要な役割を担っている。

措置入院は本人の意思に基づかない強制的な入院制度であるために、この法律による入院をさせるためには、精神障害者の人権を尊重し、誤った適用がなされないような手続きが必要とされ、その運用は各都道府県の精神保健福祉主管課が行っている。本研究は、措置入院制度が各都道府県・政令指定都市において実際にどのように運用されているかの実態を明らかにすることを目的とする。

B. 対象と調査方法

平成 14 年 1 月に、47 都道府県と 12 政令指定都市の精神保健福祉主管課の担当者に対して、都道府県・政令指定都市における措置入院制度の運用システムに関する質問票を送付し、回答を求めた。回収率は 100%であった。質問項目は、法第 23 条、24 条、25 条、25 条の 2、26 条、26 条の 2、27 条 2 項の各条文別に、申請・通報・届出を受

ける機関、事前調査を行なう機関、事前調査の方法、調査後の診察のシステム、および平成 13 年 10 月から 12 月までの措置診察実数と従事した指定医実数をたずね、措置診察を行なう指定医の確保、措置診察の形式、措置入院受け入れ病院と措置診察を行なう医師の関係、措置診察の実施場所、受け入れ病院の確保、受け入れ病院への情報提供、25 条通報における司法の側からの情報提供等、26 条通報における矯正施設からの情報提供等についてきくものである。

C : 結果と考察

1. 条文別の申請・通報・届出の受け付け機関と事前調査を行なう機関

表 1 に条文別の申請・通報・届出の受け付け機関を、表 2 に事前調査実施機関の分布を示した。23 条申請は大部分の都道府県・政令指定都市において保健所が受け付けている。事前調査もほとんどが保健所で行われ、精神保健福祉主管課は 1 件のみであった。申請の受付を時間帯で分担しているところは、事前調査も時間帯による分担であると答えている。その他については、ほとんどが県内の中核市における扱いが異なるというものであった。23 条申請から事前調査への流れは図 1 に示すとおりである。

24 条通報の受付は 74.6%が保健所で行われており、精神保健福祉主管課が行っているという回答はなかった。その大部分は事前調査も保健所が行っている。図 2 に示すようにほとんど受け付けた部署が事前調査を担当しており、保健所から精神保健福祉主管課という流れは 1 件のみであった。受付の時間帯による分担という回答は 10 件あったが、このうち 2 件は保健所、2 件は

精神保健福祉主管課が事前調査を行なうということであった。受け付けの時間帯による分担では、平日昼間は保健所9件、精神保健福祉主管課1件であったが、夜間休日については様々であり、当番職員あるいは携帯電話、緊急窓口などで対応するという回答であった。事前調査の時間帯による分担では、平日昼間は保健所、夜間休日は主管課が対応という回答が多かった。他の条文に比較して時間帯による分担の件数が多いのは、この条文による通報が、精神科救急医療と関連があることが影響しているものと思われる。その他のほとんどは中核市における扱いが異なるというものであった。

25条通報および25条の2による通報は、精神保健福祉主管課が受け付けることが多い。図3および図4に示すように、保健所で受け付けているところでは事前調査も保健所で行われるが、主管課で受け付け保健所が事前調査に当たるという流れもかなりみられ、事前調査は保健所と主管課がほぼ同数という結果であった。

26条通報は精神保健福祉主管課が受付というところが多く、25条通報に似た結果であった。保健所で受け付ける場合には事前調査も保健所が行なうが、主管課が受け付けた場合の約3分の1は、保健所で事前調査が行われる。時間帯による分担やその他という回答は少ない(図5)。

26条の2による通報は、保健所で受け付け事前調査も行なうという回答が多い。また主管課で受け付けた場合には調査も主管課ですという回答が多い。しかし保健所で受け付け主管課で事前調査というケースも3件ある一方、主管課で受け付けて保健所で事前調査をするというケースもあった

(図6)。

27条2項の届出の受付は、保健所と精神保健福祉主管課がそれぞれ26件と23件で、ほぼ同数である。事前調査は保健所という回答が多いが、この条文については実績なしという記述もあり、まだ処理の方法を検討していないという回答もあった(図7)。

以上のように、申請・通報・届出の受付と事前調査をどこで行なうかについては、条文によってその組み合わせは様々であった。特に受付件数の多い24条については、時間帯による分担が比較的多く、夜間休日の調査の対応は業務委託、当番職員、非常勤職員から常勤職員への連絡など、様々な工夫がなされているようであった。

2. 条文別の事前調査と指定医による診察

条文別の事前調査の方法を表3に示した。23条では86.4%、24条では62.7%、27条2項では69.5%が、面接による事前調査が原則という回答であったが、25条、25条の2、26条においては、それが32.2%、28.8%、28.8%になり、申請書等の書類に加え申請者等と連絡するという回答が多くなってそれぞれ57.6%、62.7%、59.3%となる。26条の2では面接による事前調査が原則と書類に加え申請者等と連絡がほぼ同数であった。その他の回答は少ないが、24条通報では時間帯により異なるという回答が5件あった。事前調査のやり方については、都道府県・政令指定都市によって実施方法にばらつきがみられた。

事前調査修了後、指定医による診察をどう判断しているかについては、どの条文でも事例ごとに要否を判断という回答が大多数であった。26条の2および25条では原

則として全数という回答がそれぞれ 10 件と 7 件あり、他の条文より多かった(表 4)。

3. 措置診察を行なう指定医の確保と入院先など

表 5-1 に示すように、措置診察を実施する指定医の確保については、多くの都道府県・政令指定都市で担当者がその都度探すという回答であった。ある程度の取り決めがあるとの回答は 6 件に過ぎず、その内容は県立病院優先、県立病院と民間病院から 1 名ずつ、夜間休日のみ救急の中で確保、輪番制などであった。その他が 7 件は、本庁でその都度確保 2 件、年間当番制で毎日確保、二次診察のみ輪番制で確保、夜間休日のみ当番制、課所属の指定医と病院協会への依頼、情報センターで確保、であった。表 5-2 に示すように、指定医の確保についてある程度の取り決めがあるとした 6 件のうち、入院予定病院に所属する医師が原則として関わるという回答は 4 件と過半数あり、その都度探すという回答の中ではそれが 23.9%にとどまった。また表 5-3 に示すように診察の実施場所については、指定医の確保にある程度の取り決めがあるという 6 件の中では、入院予定病院に移送という回答が半数を占めていたが、その都度探すという回答をしたものの中では 15.0%に過ぎなかった。表 5-4 は指定医の確保と受け入れ病院の確保の関連を示したものである。指定医、受け入れ病院ともに担当者がその都度交渉するという回答が最も多いが、指定医の確保についてある程度の取り決めがある 6 件の中では、受け入れ病院についても取り決めがあるという回答が多かった。指定医の確保に取り決めがあるとした 6 件

の措置診察の形式、受け入れ病院に所属する医師の措置診察への関わり、措置診察の実施場所、受け入れ病院の確保についての回答の組み合わせは、表 5-5 に示すとおりである。

また表 6 に示すように、措置診察の形式としては、対面協議なしが 8 割近くを占め、個別が 50.8%、同時が 27.1%であった。対面協議ありは 10 件で、そのうち 9 件は同時診察であった。表 7 に示すように、措置入院受け入れ病院に所属する医師が措置診察に関わるか否かについては、原則として関わらないとした回答が 54.2%を占めたものの、原則として関わるとした回答も 18 件 30.5%あり、自治体により対応が分かれた。表 8 は措置診察の実施場所を示したものである。対象者の居所が最も多く 61.0%であったが、入院予定病院に移送して行なうという回答が 9 件 15.3%、指定医の病院に移送という回答が 6 件 10.2%あった。

措置入院受け入れ病院の確保については、表 9-1 に示す通り、ある程度の取り決めがあるとしたものは、指定医の確保についての取り決めがあるという回答数より多いが、それでも 13 件にとどまり、41 件 69.5%は、担当者がその都度交渉するという回答であった。表 9-2 に示すように、措置入院受け入れ病院の確保にある程度の取り決めがあるとした 13 件のうち、受け入れ予定病院の医師が措置診察に原則として関わるとの回答が 6 件 46.2%、原則として関わらないという回答が 5 件 38.5%と分かれた。一方受け入れ病院を担当者がその都度交渉するという回答の中では、措置入院受け入れ病院の医師が措置診察に関わるとした回答が 56.1%、関わらないとした回答が 26.8%で

あった。措置診察の実施場所についても、受け入れ病院の確保に取り決めがあるとしたもののうち、対象者の居所としたものは6件46.2%、指定医の病院に移送が3件23.1%だったが、担当者がその都度交渉としたものでは対象者の居所65.9%、指定医の病院に移送は7.3%であった。

表10に示すように、受け入れ先病院へ措置診断書を提供するかどうかについては、原則として送付という回答が40.7%、要請があれば送付という回答が33.9%、このふたつを合わせると74.6%が受け入れ先病院に診断書の情報を提供していた。しかし原則として送付しないという回答も14件23.7%みられた。

措置診察を行なう医師と措置入院受け入れ病院は、多くの都道府県・政令指定都市で担当者がその都度探す、という方式がとられていた。しかし、診察する精神保健指定医の確保、入院受け入れ病院の確保など、措置入院制度の実際の運用に際しては、診察と入院の独立性を保つことが難しい場合もみられる。

4. 措置診察実施数とそれを行った医師数

表11は、全国で平成13年10月から12月の3ヶ月間に行なわれた措置診察の実施件数と措置診察を行なった医師の数である。条文別に件数をみると、24条が最も多く、ついで25条、23条が多い。診察を行った医師の実数と措置診察実施件数との比をとると、24条以外では概ね2（1件当たりふたりの医師が診察）に近い数値が得られたが、24条では1.21と1件当たりの医師数は1に近い値であった。都道府県・政令指定都市別にみると、25条-2はすべての都

道府県・政令指定都市でこの期間に実績がなく、26条、26条-2、27条2項では実績なしという回答が多かった。診察を行った医師の実数と措置診察実施件数の比の分布は、2ちょうどという場合が多いが、24条では2未満が72.9%を占めていた。

診察を行った医師の実数と措置診察実施件数との比が2未満である要因は、少数の指定医がその都道府県・政令指定都市における措置診察を一手に引き受けている場合と、措置診察が2名の指定医で同時に行なわれるのではなく、まずひとりの指定医が診察し、要措置の判断がされた場合にもうひとりの指定医が診察するという、一次、二次という形式がとられている場合が考えられる。24条についての12年度の実績から、要診察とされたもののうち、実際に措置入院となったものは74.8%である。これがすべて一次、二次という形式が取られ、すべて別の指定医が診察し、二次診察されたものがすべて措置入院になったと仮定すれば、診察を行った医師の実数と措置診察実施件数の比は1.75となる。この数字はもし二次診察で措置入院とならなかったものがいけば、もう少し大きな値となる。つまり1.75という比は、2段階の診察による影響を最大に見積もっている。これに比べても24条における1.21という数は小さく、24条の措置診察においては、それを実施する指定医がある程度偏りをもっていると推測される。

5. 25条通報について

25条通報について、通報が不起訴処分決定前であるという回答は36件61.0%が多かったが、決定後という回答も17件28.8%

あった（表 12）。また表 13 に示すように、25 条通報に捜査資料が提供されるかについては、通報時に添付されているとの回答が 25 件 42.4%、要求すれば提供されるとの回答が 20 件 33.9%で、提供されるとする回答が 76.3%を占めた。簡易鑑定結果は、通報時に添付が 37 件 65.7%、要求すれば提供が 16 件 27.1%と、合わせて 89.8%で提供されるという回答であった（表 14）。鑑定医からの情報収集は、原則として行なうという回答は少なく（9 件 15.3%）、行っていないという回答が 45.8%、事例によるという回答が 39.0%であった（表 15）。措置診察結果の検察官への通報は、原則として通知が 32 件 54.2%、事例により通知が 22 件 37.3%であり、通知しないという回答も 5 件 8.5%みられた（表 16）。

以上のように、25 条通報については、通報の時期、捜査資料や簡易鑑定結果の提供、診察結果の検察官への通知などにおいて、都道府県・政令指定都市の対応は全国で統一されているとはいいがたい。

6. 26 条通報について

26 条通報について、矯正施設入所中の医療の状況や罪状等の資料収集は、通報時に添付が 19 件 32.2%、要求すれば提供されるが 15 件 25.4%、資料提供はないが電話等で情報を得られるとしたものが 20 件 33.9%と、対応は自治体により分かれていた（表 17）。診察時に矯正施設から保護者等の立会いが認められているか、との質問に対しては、認められているとの回答が 42.4%、事例によるとの回答が 39.0%と分かち、認められていないという回答も 8 件 13.6%みられた（表 18）。

以上のように、26 条通報についても、資料収集や診察時の立会いなどの対応は、都道府県・政令指定都市によって対応が異なっていた。

図 1. 23 条申請受け付け機関と事前調査機関

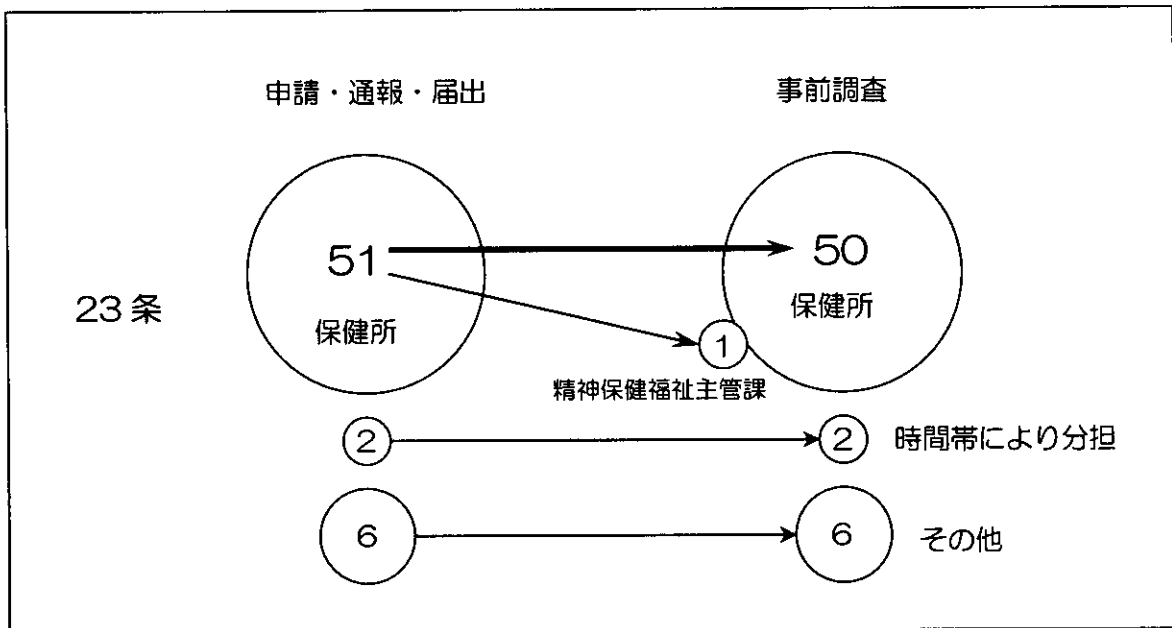


図 2. 24 条通報受付機関と事前調査機関

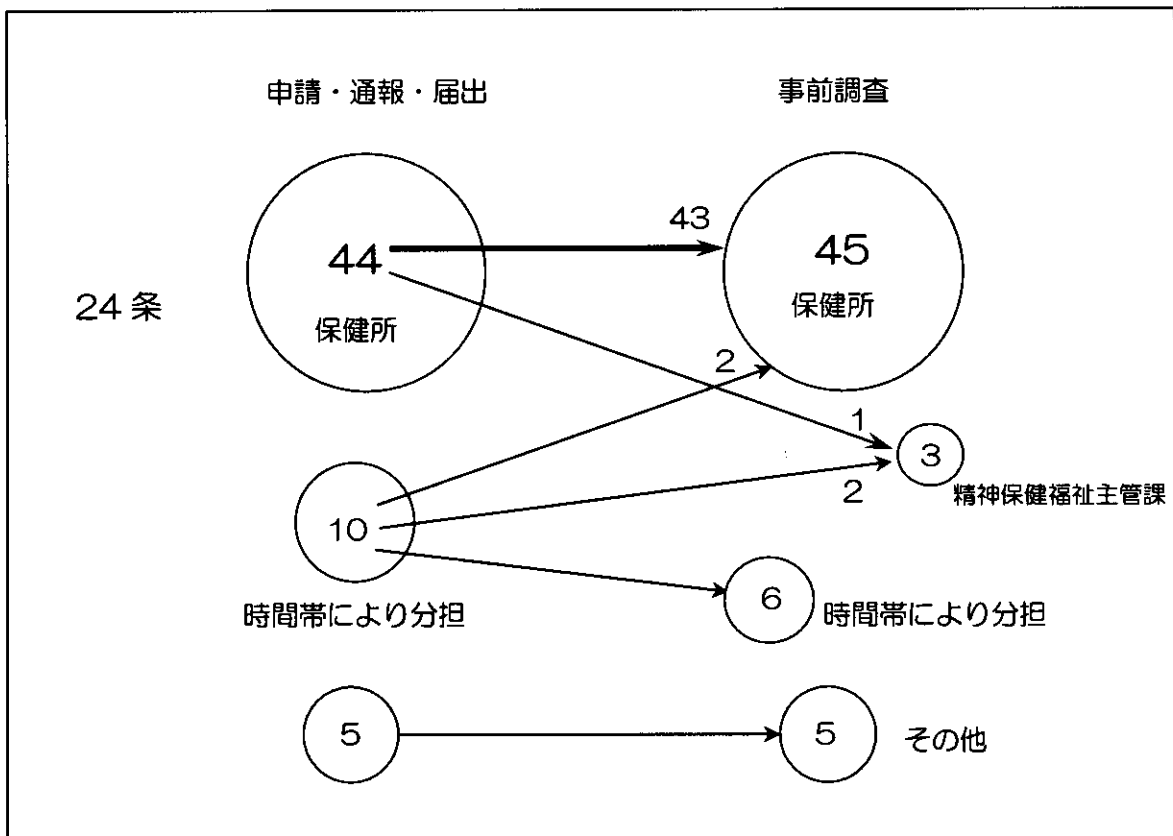


図3. 25条通報受付機関と事前調査機関

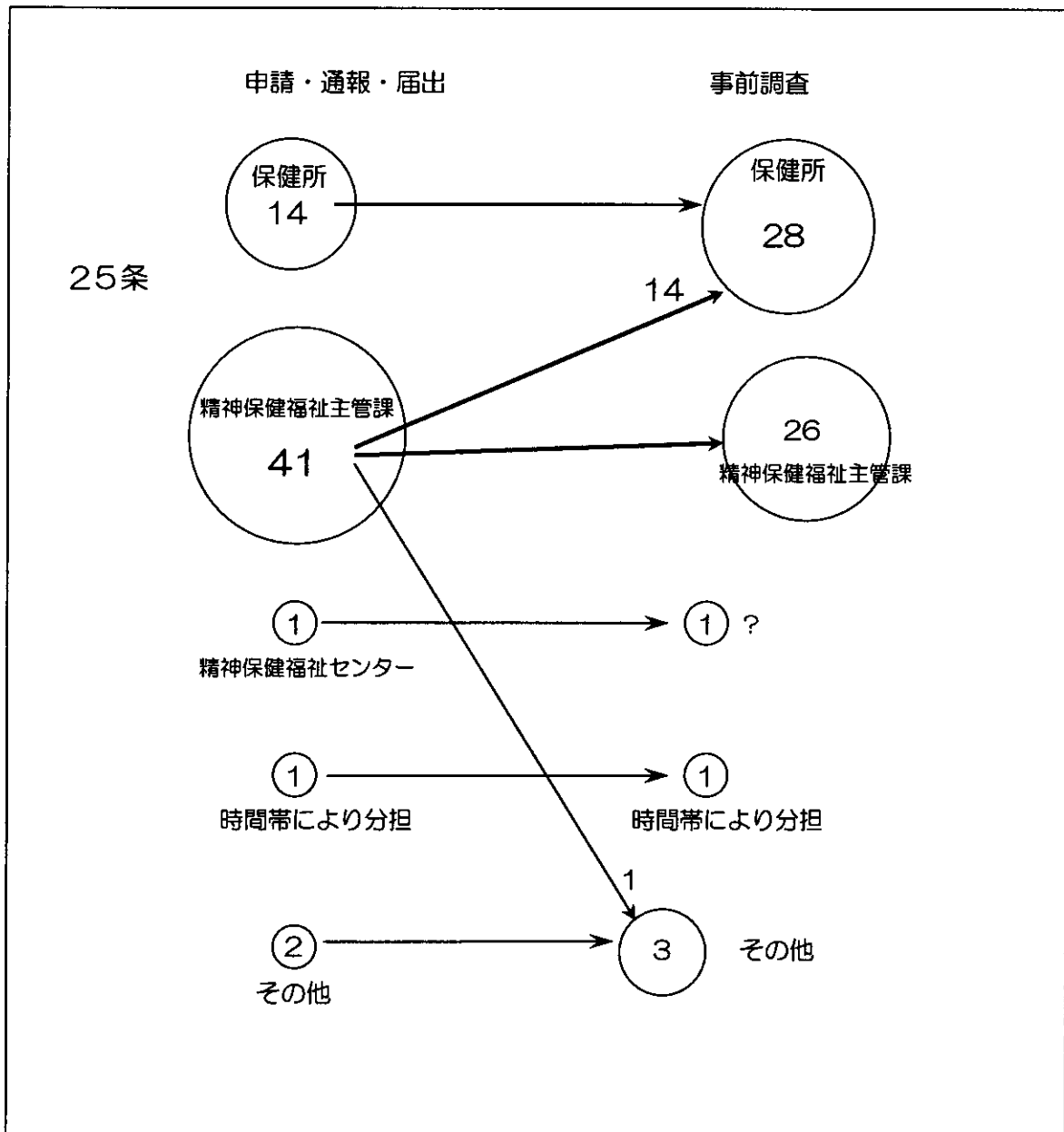


図4. 25条-2 通報受付機関と事前調査機関

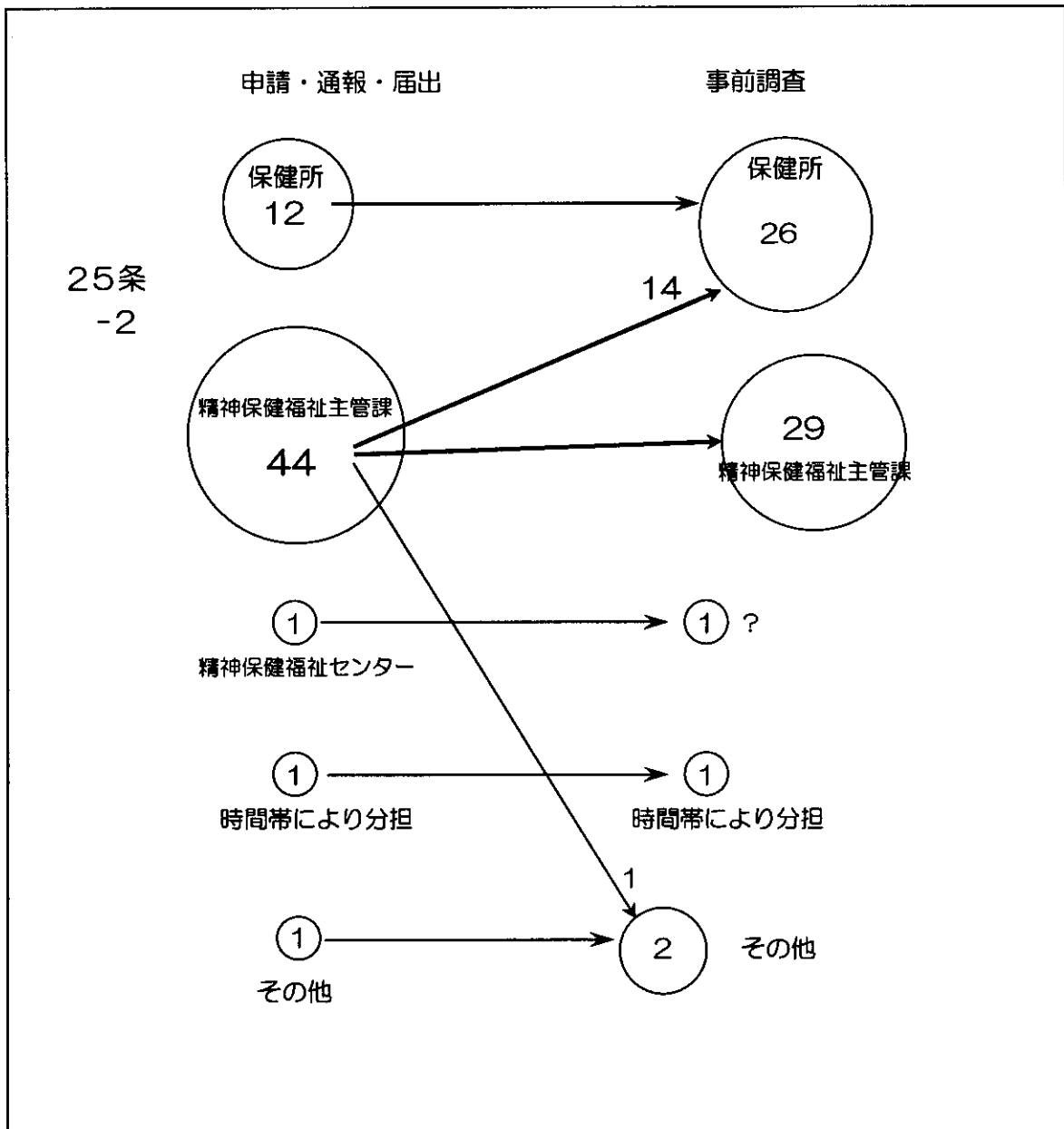


図5. 26条通報受付機関と事前調査機関

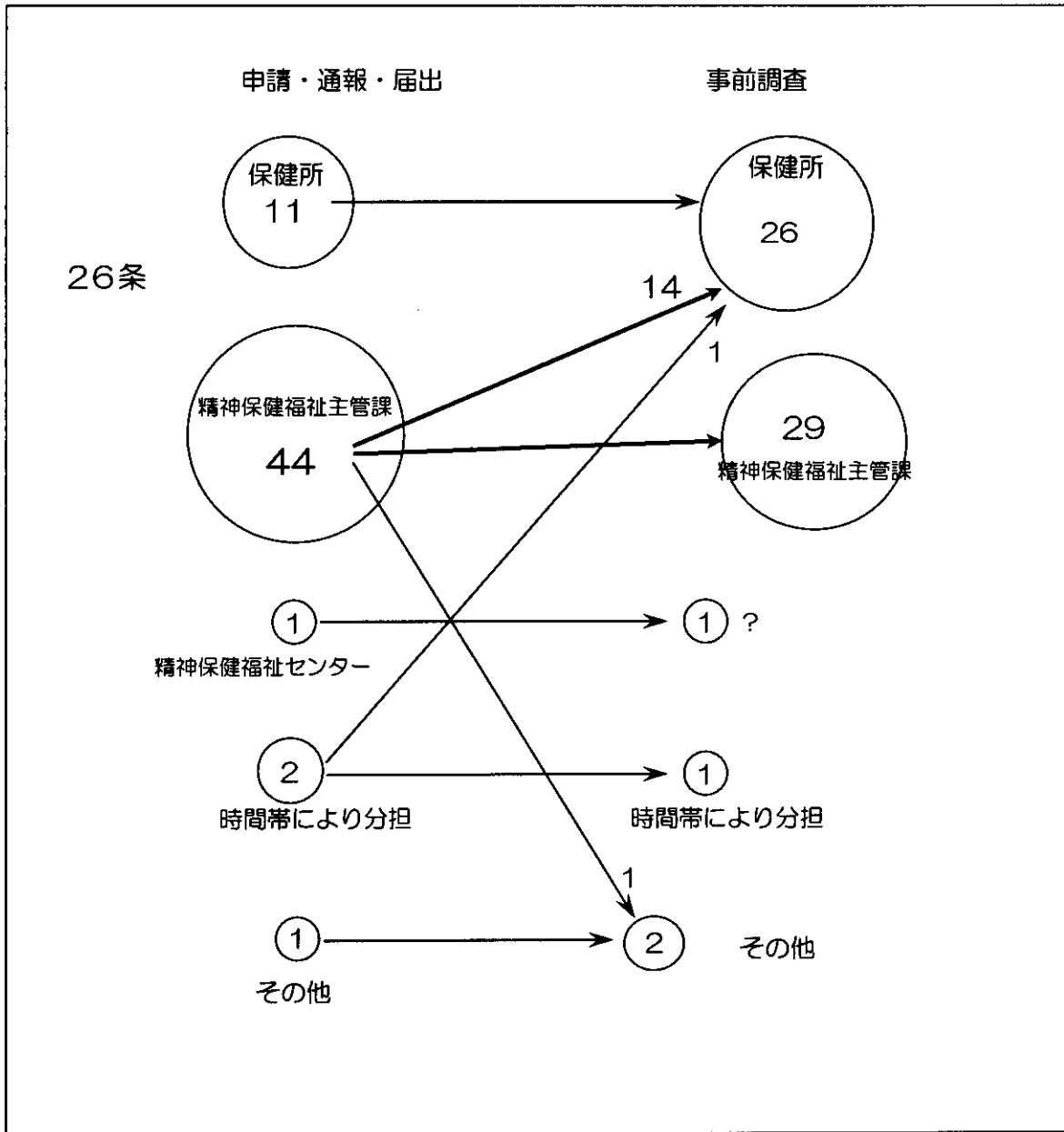


図6. 26条-2 通報受付機関と事前調査機関

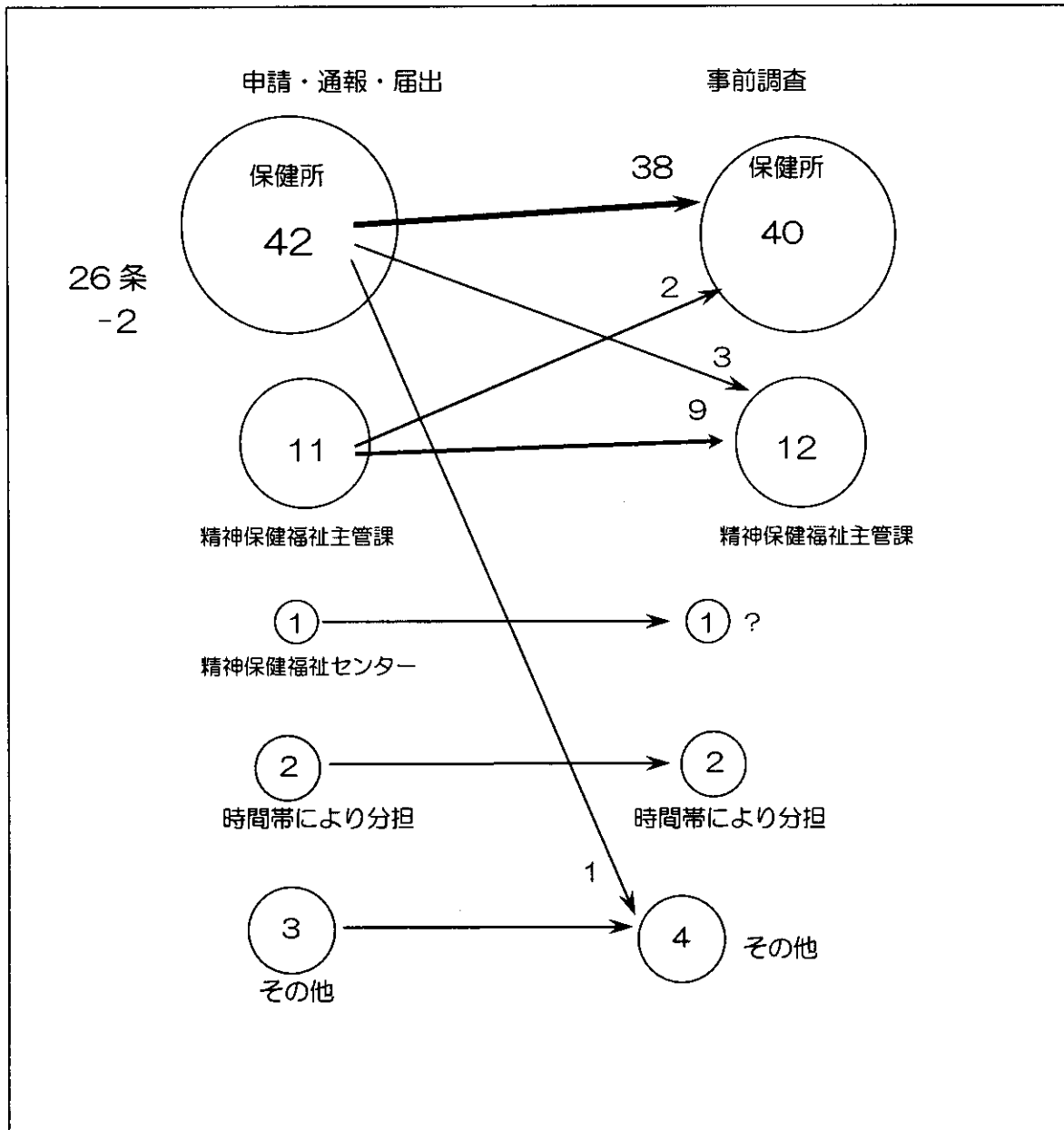


図7. 27条2項届出受付機関と事前調査機関

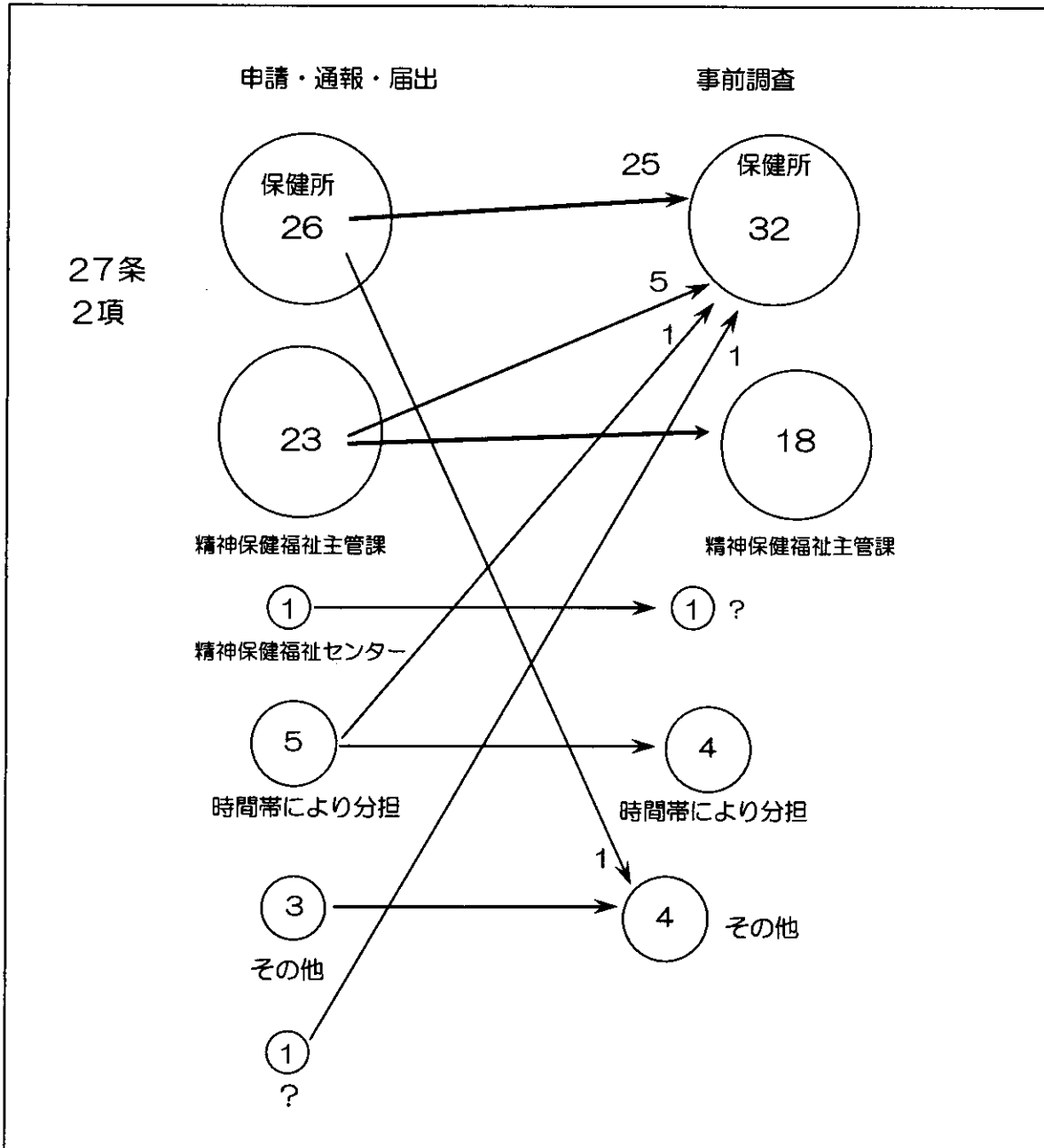


表1. 措置入院の申請・通報・届出の受付

	23条		24条		25条		25条の2		26条		26条の2		27条2項	
		%		%		%		%		%		%		%
保健所	51	86.4	44	74.6	14	23.7	12	20.3	11	18.6	42	71.2	26	44.1
精神保健福祉主管課	0	0.0	0	0.0	41	69.5	44	74.6	44	74.6	11	18.6	23	39.0
精神保健福祉センター	0	0.0	0	0.0	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7
(精神科)救急情報センター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
時間等により分担	2	3.4	10	16.9	1	1.7	1	1.7	2	3.4	2	3.4	5	8.5
その他	6	10.2	5	8.5	2	3.4	1	1.7	1	1.7	3	5.1	3	5.1
不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
合計	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0

表2. 事前調査の実施機関

	23条		24条		25条		25条の2		26条		26条の2		27条2項	
		%		%		%		%		%		%		%
保健所	50	84.7	45	76.3	28	47.5	26	44.1	26	44.1	40	67.8	32	54.2
精神保健福祉主管課	1	1.7	3	5.1	26	44.1	29	49.2	29	49.2	12	20.3	18	30.5
精神保健福祉センター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
救急情報センター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
時間等により異なる	2	3.4	6	10.2	1	1.7	1	1.7	1	1.7	2	3.4	4	6.8
その他	6	10.2	5	8.5	3	5.1	2	3.4	2	3.4	4	6.8	4	6.8
不明	0	0.0	0	0.0	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7
合計	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0

表3. 事前調査の方法

	23条		24条		25条		25条の2		26条		26条の2		27条2項	
		%		%		%		%		%		%		%
面接による事前調査が原則	51	86.4	37	62.7	19	32.2	17	28.8	17	28.8	27	45.8	41	69.5
主に申請等の書類による	0	0.0	1	1.7	4	6.8	3	5.1	5	8.5	3	5.1	3	5.1
書類に加え申請者等と連絡	7	11.9	13	22.0	34	57.6	37	62.7	35	59.3	28	47.5	10	16.9
事例により異なる	0	0.0	2	3.4	1	1.7	1	1.7	1	1.7	0	0.0	1	1.7
時間等により異なる	0	0.0	5	8.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	4	6.8
合計	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0

表4. 事前調査終了後、指定医による診察

	23条		24条		25条		25条の2		26条		26条の2		27条2項	
		%		%		%		%		%		%		%
原則として全数	1	1.7	4	6.8	7	11.9	4	6.8	5	8.5	10	16.9	4	6.8
事例ごとに要否を判断	58	98.3	55	93.2	52	88.1	55	93.2	54	91.5	49	83.1	54	91.5
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
合計	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0	59	100.0

表5. 措置診察を実施する指定医の確保方法

表5-1

	%	
ある程度の取り決めがある	6	10.2
現場の担当者がその都度探す	46	78.0
その他	7	11.9
合計	59	100.0

表5-2

	受け入れ予定病院に所属する医師の措置診察への関わり							
	原則として かかわらず		原則として かかわる		事例による	その他	合計	
	%	%	%	%	%	%		
ある程度の取り決めがある	2	33.3	4	66.7	0	0.0	6	100.0
現場の担当者がその都度探す	26	56.5	11	23.9	8	17.4	46	100.0
その他	4	57.1	3	42.9	0	0.0	7	100.0
合計	32	54.2	18	30.5	8	13.6	59	100.0

表5-3

	措置診察の実施場所													
	対象者の居所	指定医の 病院に移送	入院予定 病院に移送	措置診察の 専門機関に移送	条文により異なる	その他	合計							
	%	%	%	%	%	%	%							
ある程度の取り決めがある	2	33.3	0	0.0	3	50.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	6	100.0
現場の担当者がその都度探す	31	67.4	4	8.7	6	13.0	0	0.0	2	4.3	3	6.5	46	100.0
その他	3	42.9	2	28.6	0	0.0	0	0.0	1	14.3	1	14.3	7	100.0
合計	36	61.0	6	10.2	9	15.3	0	0.0	3	5.1	5	8.5	59	100.0

表5-4

	措置入院受け入れ病院の確保							
	ある程度の取り 決めがある	現場の担当者が その都度交渉	その他	合計				
	%	%	%	%				
ある程度の取り決めがある	4	66.7	2	33.3	0	0.0	6	100.0
現場の担当者がその都度探す	6	13.0	39	84.8	1	2.2	46	100.0
その他	3	42.9	0	0.0	4	57.1	7	100.0
合計	13	22.0	41	69.5	5	8.5	59	100.0

表5-5. 指定医の確保に取り決めありという自治体のその他の項目の回答

受け入れ予定病院の医師 の	措置診察の形式	措置診察の実施場所	受け入れ病院の確保
関わらず	個別, 対面協議あり	居所	その都度
関わらず	その他	その他	取り決めあり
関わる	同時, 対面協議あり	入院予定病院	取り決めあり
関わる	個別, 対面協議なし	入院予定病院	取り決めあり
関わる	個別, 対面協議なし	居所	取り決めあり
関わる	同時, 対面協議なし	入院予定病院	その都度

表6. 措置診察の形式

	%	
個別, 対面協議なし	30	50.8
同時, 対面協議なし	16	27.1
個別, 対面協議あり	1	1.7
同時, 対面協議あり	9	15.3
その他	3	5.1
合計	59	100.0

表7. 受け入れ予定病院に所属する医師の措置診察への関わり

	%	
原則としてかかわらず	32	54.2
原則としてかかわる	18	30.5
事例による	8	13.6
その他	1	1.7
合計	59	100.0

表8. 措置診察の実施場所

	%	
対象者の居所	36	61.0
指定医の病院に移送	6	10.2
入院予定病院に移送	9	15.3
措置診察の専門機関に移送	0	0.0
条文により異なる	3	5.1
その他	5	8.5
合計	59	100.0

表9. 措置入院受け入れ病院の確保

表9-1

	%	
ある程度の取り決めがある	13	22.0
現場の担当者がその都度交渉	41	69.5
その他	5	8.5
合計	59	100.0

表9-2

	受け入れ予定病院に所属する医師の措置診察への関わり									
	原則として かかわらず		原則として かかわる		事例による		その他		合計	
	%	%	%	%	%	%	%	%		
ある程度の取り決めがある	6	46.2	5	38.5	2	15.4	0	0.0	13	100.0
現場の担当者がその都度交渉	23	58.1	11	26.8	6	14.6	1	2.4	41	100.0
その他	3	60.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
合計	32	54.2	18	30.5	8	13.6	1	1.7	59	100.0

表9-3

	措置診察の実施場所													
	対象者の居所		指定医の 病院に移送		入院予定 病院に移送		措置診察の 専門機関に移送		条文により異な る		その他	合計		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			
ある程度の取り決めがある	6	46.2	3	23.1	2	15.4	0	0.0	1	7.7	1	7.7	13	100.0
現場の担当者がその都度交渉	27	65.9	3	7.3	7	17.1	0	0.0	2	4.9	2	4.9	41	100.0
その他	3	60.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	40.0	5	100.0
合計	36	61.0	6	10.2	9	15.3	0	0.0	3	5.1	5	8.5	59	100.0

表10. 受入先の病院への、措置診察診断書の提供

表10-1

	%	
原則として送付	24	40.7
受入先病院から要請あれば送付	20	33.9
原則として送付せず	14	23.7
事例による	0	0.0
その他	1	1.7
合計	59	100.0

表10-2

	受け入れ予定病院に所属する医師の措置診察への関わり									
	原則として かかわらず		原則として かかわる		事例による		その他		合計	
	%	%	%	%	%	%	%	%		
原則として送付	15	62.5	5	20.8	4	16.7	0	0.0	24	100.0
受入先病院から要請あれば送付	9	45.0	7	35.0	3	15.0	1	5.0	20	100.0
原則として送付せず	7	50.0	6	42.9	1	7.1	0	0.0	14	100.0
事例による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
その他	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
合計	32	54.2	18	30.5	8	13.6	1	1.7	59	100.0

表11. 平成13年10月～12月の措置診察実施件数と診察を行なった医師数

全都道府県政令市合計	23条	24条	25条	25条の2	26条	26条の2	27条2項
診察を行なった医師数	118	1454	298	-	41	20	31
措置診察実施件数	63	1197	177	-	24	11	19
医師数/件数	1.87	1.21	1.68	-	1.71	1.82	1.63
医師数/件数の分布	%	%	%	%	%	%	%
2未満	9 15.3	43 72.9	14 23.7	0 0.0	4 6.8	2 3.4	1 1.7
2ちょうど	21 35.6	9 15.3	35 59.3	0 0.0	10 16.9	8 13.6	3 5.1
2を含まないそれ以上	3 5.1	5 8.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
実績無し	26 44.1	2 3.4	10 16.9	59 100.0	45 76.3	49 83.1	55 93.2
合計	59 100.0	59 100.0	59 100.0	59 100.0	59 100.0	59 100.0	59 100.0

表12. 第25条通報 通報する段階

	%
原則として不起訴処分決定後	17 28.8
原則として不起訴処分決定前	36 61.0
事例による	6 10.2
合計	59 100.0

表13. 第25条通報 捜査資料等の添付

	%
通法時に添付	25 42.4
要求すれば提供	20 33.9
資料提供はないが電話等で情報を	8 13.6
その他	6 10.2
合計	59 100.0

表14. 第25条通報 簡易鑑定結果の添付

	%
通法時に添付	37 62.7
要求すれば提供	16 27.1
資料提供はないが電話等で情報を	3 5.1
その他	3 5.1
合計	59 100.0

表15. 第25条通報 鑑定医等からの情報収集

	%
原則として行っている	9 15.3
事例による	23 39.0
行っていない	27 45.8
合計	59 100.0

表16. 第25条通報 措置診察結果の検察官への通知

	%
原則として通知	32 54.2
事例により通知	22 37.3
通知しない	5 8.5
合計	59 100.0

表17. 第26条通報 入所中の医療の状況や罪状等の資料の収集

	%
通法時に添付	19 32.2
要求すれば提供	15 25.4
資料提供はないが電話等で情報を	20 33.9
その他	5 8.5
合計	59 100.0

表18. 第26条通報 矯正施設から診察時の保護者等の立会いが認められていますか

	%
認められている	25 42.4
事例により異なる	23 39.0
認められていない	8 13.6
不明	3 5.1
合計	59 100.0

都道府県・政令指定都市における措置入院制度の 運用システムに関する質問票

平成13年度厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

「措置入院制度のあり方に関する研究」

主任研究者 竹島 正

（国立精神・神経センター精神保健研究所精神保健計画部長）

「措置入院制度のあり方に関する研究」におきましては、措置入院制度運用の実態を把握することにより、今後の措置入院制度のあり方等の検討に必要な基礎資料を収集することを目的としております。

この一環として、都道府県・政令指定都市における措置入院制度運用の実態について質問紙調査を行うこととなりました。ご多忙な中、誠に申し訳ありませんが、本研究の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

調査票は、平成14年1月22日（火曜）必着でご返送いただきますようお願いいたします。本アンケート調査へのお問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

「措置入院制度のあり方に関する研究」研究班事務局

国立精神・神経センター精神保健研究所

精神保健計画部システム開発研究室 立森 久照

〒272-0827 千葉県市川市国府台1-7-3

Tel: 047-372-0141 ex. 1211

Fax: 047-371-2900

E-mail: tachi@ncnp-k.go.jp

都道府県・政令指定都市における措置入院制度の運用システムに関する質問票

平成 13 年度現在、措置入院制度がどのようなシステムで運用されているかについてお尋ねします。以下の 1 から 21 の質問にお答えください。

1. 措置入院の申請・通報・届出は、どこで受け付けていますか？ 23 から 27 条の条文ごとに以下の選択肢から実情に最も近いものを 1 つ選び、番号でお答え下さい。

23 条	()	24 条	()	25 条	()
25 条の 2	()	26 条	()	26 条の 2	()
27 条の 2	()				

- 1) 保健所
- 2) 精神保健福祉主管課
- 3) 精神保健福祉センター
- 4) (精神科) 救急情報センター
- 5) 申請・通報・届出の時間等によって各機関で分担
- 6) その他

回答に 5) または 6) を 1 つでも使用した場合、その具体的な内容を以下にお書き下さい。

2. 事前調査を行うのはどこですか？ 23 から 27 条の条文ごとに以下の選択肢から実情に最も近いものを 1 つ選び、番号でお答え下さい。

23 条	()	24 条	()	25 条	()
25 条の 2	()	26 条	()	26 条の 2	()
27 条の 2	()				

- 1) 保健所
- 2) 精神保健福祉主管課
- 3) 精神保健福祉センター
- 4) 救急情報センター
- 5) 申請・通報・届出の時間等により異なる
- 6) その他

回答に 5) または 6) を 1 つでも使用した場合、その具体的な内容を以下にお書き下さい。

3. 事前調査はどのような方法で行っていますか？ 23 から 27 条の条文ごとに以下の選択肢から実情に最も近いものを1つ選び、番号でお答え下さい。

23 条	()	24 条	()	25 条	()
25 条の 2	()	26 条	()	26 条の 2	()
27 条の 2	()				

- 1) 関係者への面接による事前調査が原則
- 2) 主に申請・通報・届出の書類による
- 3) 申請・通報・届出の書類に加えて申請・通報・届出者と連絡をとる
- 4) 事例により方法は異なる
- 5) 申請・通報・届出の時間等により異なる
- 6) その他

回答に 4)、5)、6) を 1 つでも使用した場合、その具体的な内容を以下にお書き下さい。

4. 事前調査終了後、指定医による診察はどのように行っていますか？ 23 から 27 条の条文ごとに以下の選択肢から実情に最も近いものを1つ選び、番号でお答え下さい。

23 条	()	24 条	()	25 条	()
25 条の 2	()	26 条	()	26 条の 2	()
27 条の 2	()				

- 1) 原則として通報または申請のあった全数を診察する
- 2) 事前調査の結果により事例ごとに診察の要否を判断する
- 3) その他

回答に 3) を 1 つでも使用した場合、その具体的な内容を以下にお書き下さい。

5. 措置診察を実施する指定医はどのような方法で確保していますか？ 下記から実情に最も近いものを1つ選び数字に丸をしてください。
- 1) 指定医の確保に関しては、ある程度の取り決めがある
(具体的に)
 - 2) 現場の担当者がその都度指定医を探している
 - 3) その他(具体的に)
6. 措置診察は、おおむねどのような形式で行っていますか？ 下記から実情に最も近いものを1つ選び数字に丸をしてください。
- 1) 指定医が個別に措置診察を実施、指定医間の対面協議は行わない
 - 2) 指定医が同時に措置診察を実施、指定医間の対面協議は行わない
 - 3) 指定医が個別に措置診察を実施、指定医間の対面協議を行う
 - 4) 指定医が同時に措置診察を実施、指定医間の対面協議を行う
 - 5) その他(具体的に)
7. 措置診察には、措置入院になった場合の受け入れ予定の病院に所属する医師が関わっていますか？ 下記から実情に最も近いものを1つ選び数字に丸をしてください。
- 1) 原則として関わらない
 - 2) 原則として関わる
 - 3) 事例による(具体的に)
 - 4) その他(具体的に)
8. 措置診察を実施する場所はどこですか？ 下記から実情に最も近いものを1つ選び数字に丸をしてください。
- 1) 対象者の居所(警察、刑務所等を含む)で実施
 - 2) 診察する指定医の所属する病院等に移送し診察
 - 3) 入院予定先の病院に移送し診察
 - 4) 措置診察のための専門機関に移送し診察
 - 5) 条文により異なる(具体的に)
 - 6) その他(具体的に)
9. 措置入院の受け入れ病院はどのように確保されていますか？ 下記から実情に最も近いものを1つ選び数字に丸をしてください。
- 1) 入院受け入れ病院に関して、ある程度の取り決めがある
(具体的に)
 - 2) 現場の担当者がその都度病院と交渉している
 - 3) その他()